

平成27事務年度 全国税関非違状況一覧表(搬入停止処分)

端緒	原因	内容	態様	処分基準適用状況 (基礎点数)
1 倉主からの申し出	通関業務を担当する従業員の故意によるもの	A社の社員は、他法令の証明書等の原本や写しが輸出者から送付されてこなかった際に、輸入者と共謀の上インボイス品名等を改ざんし、虚偽の申告を行ったとして、被許可者が管轄の税関長から両罰規定に基づく通告処分を受け、これを履行したものである。	関税法違反(虚偽申告)による両罰規定	基礎 110点 減算 55点 減算 10点 ⇒ 45点 (搬入停止35日間)
2 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の事務担当者は、荷主から送付された梱包依頼書とパッキングリストを確認し、出荷準備を行った際、出荷貨物は、梱包依頼書の1欄目に品名及び数量(2PCS)の記載があったが、パッキングリストにおいては、1行目及び8行目(最終行)にそれぞれ品名及び数量(1PC)の記載があったため、8行目の品名を見落とし、当該貨物の依頼数量は1行目に記載の1PCのみと誤認し、梱包依頼書の数量を2PCSから1PCに修正したものである。 その後、当該貨物は、修正された梱包依頼書に基づき集荷・梱包され、2PCSで輸出申告されたことから、1PCSが集荷されないまま輸出許可となり、輸出許可済貨物1PCSが積み残される結果となった。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 10点 ⇒ 12点 (搬入停止2日間)
3 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場において、同時にA社のバン詰め作業及びB社の貨物の入出庫作業をそれぞれ行っていたが、当該作業場所でB社の貨物に係る入出庫作業を行っていた作業員が、当該作業の邪魔となるため、A社の貨物を仮置きしたが、A社の立会担当者が、作業途中で他の作業のためその場から離れことから、当該貨物が、B社貨物の背面に隠れてしまったことをA社作業員は、気付くことなくバン詰め作業を終了した。また、バン詰め作業時における搬出数量の確認及び作業終了時の庫内の確認も怠ったことから、当該貨物が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 10点 ⇒ 12点 (搬入停止2日間)
4 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の保税担当者は、翌日のバンニング作業のため、輸出許可済貨物を倉庫内に並べる出庫作業を行った際、バンプランと貨物との対査確認を怠ったことから、当該貨物の移動を失念したものである。また、バンニングの際にも輸出関係書類と貨物との対査確認も怠ったことから、当該貨物の積み残しに気付くことなくバンニング作業を終了し、コンテナを搬出したものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 10点 ⇒ 12点 (搬入停止2日間)
5 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場に台湾向け貨物2PK及び香港向け貨物2PKが到着し、それぞれに入庫番号を記した親ラベル(それぞれの貨物のうち1個に代表として貼付)及び子ラベル(全ての貨物に貼付)を貼付したが、担当者のラベルの確認が不十分であったことから、親ラベルについては正しく貼付したものの、子ラベルについては台湾向け貨物2PKに香港向け貨物の子ラベルを、香港向け貨物2PKに台湾向け貨物の子ラベルを貼付したものである。 また、台湾向け貨物に係るマーク訂正作業の際にも、訂正前のマークの確認を怠り、台湾向け貨物2PKのうち、1PKについては、添付されている親ラベルを基に貨物を確認して訂正作業を行い、残り一つの貨物については、子ラベルを基に貨物を確認し訂正作業を行ったことから、台湾向け貨物の子ラベルが貼付された香港向け貨物1PKに対してマークの訂正作業が行われたものであるが、輸出許可後の貨物の搬出の際にも、親ラベルとマークを基に搬出したことから、輸出許可未済貨物1PK(香港向け貨物)が搬出され、輸出許可済貨物1PK(台湾向け貨物)が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 10点 ⇒ 12点 (搬入停止2日間)
6 保税業務検査	担当者の怠情によるもの	平成28年3月23日、当該保税蔵置場の総合責任者は、自社蔵置場に蔵置していた外国貨物である胡麻の検品作業を行うため、満庫状態であった当該保税蔵置場から、同じ建物の保税地域ではない場所に貨物を移動させ、検品作業を実施させていたことが保税業務検査により判明した。また、同年、3月25日、当該検査における指導事項の履行状況を確認するため、上記支署職員が再度、同保税蔵置場に赴いたところ、貨物管理責任者の怠慢から、外国貨物である一部の胡麻が引き続き保税蔵置場外に置かれていたことが判明した。	保税地域外蔵置	基礎 3点 加算① 30点 加算① 10点 減算 10点 ⇒ 33点 (搬入停止23日間)
7 保税業務検査	担当者の怠情によるもの	平成27年11月20日に実施した保税業務検査において、当該保税蔵置場で聴取した輸出通関実績の内容から、輸出の許可を受けた貨物(外国貨物)について、搬出記帳を怠り保税運送承認を受けることなく、税関空港に運送し、中国に向けて追送していたことが判明したものである。	保税運送未承認	基礎 3点 加算① 10点 ⇒ 13点 (搬入停止3日間)
8 保税業務検査	担当者の怠情によるもの	保税業務検査において、保税運送承認を得て貨物を搬出した際、保税台帳に搬出日の誤記帳並びに同承認に係る承認番号及び承認年月日の未記帳が判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳・搬出)	基礎 2点 加算③ 10点 ⇒ 12点 (搬入停止2日間)

平成27事務年度 全国税関非違状況一覧表(記帳義務違反)

端緒	原因	内容	態様	処分基準適用状況 (基礎点数)
9 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場において、輸出許可を受けた貨物466PKのうち1PKについて、バン詰作業中に敗れが生じたことから搬出しなかったにもかかわらず、作業担当者が、その旨をNACCS搬出登録に反映することを失念し、同1PKを含む全量を搬出した旨の登録を行ったものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算① 10点 加算② 13点 減算 17.5点 ⇒ 7点
10 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場において、複数の入庫番号の貨物をパレタイズする際は、作業指示書に代表として使用する入庫番号(以下「代表番号」という。)を記載し、作業後に代表番号以外の入庫番号が記されたラベル(ラベルは入庫時に貨物に貼付される)を剥がすこととしているが、当該貨物に係る作業指示書については、代表番号の記載がなかったため、作業後も複数のラベルが貼付されたままの状態であり、その後、代表番号が決定されたが、作業担当者への指示が不十分であったことから、当該貨物に係る代表番号以外のラベルを剥がさなかったものである。 また、他の作業担当者も輸出許可後のバン詰め作業時に、当該貨物と代表番号の出庫指示書類を対査確認したが、当該指示書類に記載されていない入庫番号が記されたラベルが貼られている貨物を発見したため、バン詰め対象外であると思い込みパレットから抜き取ったことから、貨物が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 5点 ⇒ 7点
11 倉主からの申し出	担当者及び貨物管理責任者の怠情によるもの	当該保税地域の現場作業員は、出庫用書類を基に輸出予定の貨物を集荷したが、書類と貨物との対査確認が不十分であったことから、誤って1CSについて、マークの類似した別の貨物を集荷し、出庫用の場所に移動したものであるが、同保税地域の貨物管理責任者についても、貨物確認の際に書類と貨物とを十分に対査確認しなかったことから、貨物の取り違えに気付くことがなかった。 また、輸出許可後の貨物の搬出時においても、貨物の総数しか確認しなかったことから、輸出許可未済貨物1CSが搬出され、輸出許可済貨物1CSが積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算① 10点 減算 6点 ⇒ 6点
12 倉主からの申し出	担当者及び貨物管理責任者の怠情によるもの	貨物管理責任者は、自社保税蔵置場に2個口(2CT)の貨物が入庫したことから、当該貨物を梱包のため集荷したが、その際、入庫数の確認を怠り、2個口(2CT)のうち1個口(1CT)にのみ添付されている出荷案内書(2個口の貨物に入っている商品名が記載されているもの)を確認したが、当該1個口(1CT)に全ての商品が入っているものと思い込み、当該1個口のみを集荷し、他の貨物とともに梱包した。 その後、当該貨物は、輸出許可となり、コンテナ詰めされ搬出されたことから、1個口(1CT)が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算① 10点 減算 6点 ⇒ 6点
13 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場に蔵置中のA社及びB社の輸出予定貨物(A社:インドネシア向け、B社:アメリカ向け)について、当該貨物が同じメーカーの製品であったことから、2社に係る一部貨物が同一パレットに置かれた状態で搬入(入庫)されていたが、輸出準備のため2社の貨物を梱包する際、作業員が貨物を十分に確認を行わず検品作業も怠ったことから、当該貨物を入れ違えて梱包(インドネシア向けA社の貨物とアメリカ向けB社の貨物を入れ違いに梱包)してしまい、そのことに気付くことなくA社の貨物の輸出許可を受けバン詰めした後に搬出され、輸出許可済貨物が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 10点 減算 6点 ⇒ 6点
14 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場において、検品作業(数量確認等)が終了した輸出許可済貨物をバンニング場所に集荷し、バンニング作業を行おうとしたところ、雨が降り出したことから、当該貨物を建屋と建屋の間に設置されているテントの下に移動させ、ロードコーンで囲み区分けした際、通路付近に置かれた1PP(3PL。以下同じ。)については、他の作業の邪魔となるため、別の作業員が少し離れた位置に移動させた。 その後、バンニング作業を再開したが、その際に再検品を失念したこと及び1PP移動させたことを担当作業員に伝えていなかったことから、当該1PPが積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 10点 減算 6点 ⇒ 6点
15 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の作業担当者は、集荷されたバンニング予定貨物を順次コンテナまで移動させたが、4CTについては、集荷された貨物の隣に蔵置されていたバンニング予定ではない貨物の上にパレットに載せた状態で置かれていたため、バンニング予定貨物とは別の貨物と思い込み、コンテナまでの移動を失念したものであり、貨物をコンテナまで移動する際のチェック体制も不十分であったことから、当該4CTが当該蔵置場に積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 7点 ⇒ 9点

16	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	A社保税蔵置場(併設保税蔵置場)に、輸出予定の自動車及び同社保税工場に積戻し予定の自動車(保税作業品)が、それぞれ搬入されたが、輸出予定の自動車について、輸出準備のため SHIPPING マークの貼付作業を行った際、現物に貼付されている輸出用ラベルと SHIPPING マークの対査確認が不十分であったことから、車体番号の類似する積戻し予定の自動車1台に誤って SHIPPING マークを貼付したものである。 また、搬出時における確認作業も不十分であったことから、SHIPPING マークが誤って貼付されていることに気付くことなく、SHIPPING マークを基に貨物が荷揃え・船積みされた結果、積戻し許可未済の自動車が搬出され、輸出許可済の自動車1台が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
17	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の作業員は、輸出予定貨物を保管場所から梱包作業場所へ移動する際、関係書類と現物との対査確認が不十分であったことから、誤って国内向け貨物1BEを輸出予定貨物と取り違えて移動させてしまった。 また、梱包作業場所での貨物の確認及びその後のバン詰めに至るまでの間の関係書類と現物との対査確認体制も不十分であったことから、貨物の取り違えに気付くことなく、輸出貨物の一部が積み残され、国内向けの貨物が誤って搬出されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
18	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場に搬入された自動車について、輸出準備のため SHIPPING マークの貼付作業を行った際、現物に添付されている輸出用ラベル(工場出荷時に貼付されているもの)と SHIPPING マークとの対査確認が不十分であったことから、今回輸出予定にない車体番号の類似する別の自動車に SHIPPING マーク1枚を誤って貼付したものである。 また、当該保税蔵置場の作業員により貼付した SHIPPING マークは、貼付後のチェック及び船積み前における検数業者のチェック作業が行われるが、当該チェック作業も不十分であったことから、SHIPPING マークが誤って貼付されていることに気付くことなく、SHIPPING マークを基に貨物が荷揃え・船積みされたことから、輸出許可未済の自動車1台が搬出され、輸出許可済の自動車1台が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
19	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場においては、輸出作業の作業指示書としてインボイスを使用しているが、当初の数量が変更(8タンクから10タンク)となったため、同蔵置場のインボイス受渡担当者は、変更後のインボイスに基づき現場担当者に作業指示を行ったものである。 また、現場担当者は、インボイスが変更となったことを失念し、変更前のインボイスを基にバン詰め作業を委託会社に指示したものであり、作業指示に係る情報の共有体制が不十分であったこと及びバン詰め作業の際、貨物と輸出許可書との対査確認を怠ったことから、2タンクが積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
20	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の作業担当者は、通関業者から出荷指示を受けた輸出予定貨物を集荷したが、集荷した貨物の数量確認及び貨物の種類を考慮したパレットへの積み付けを怠ったことから、貨物1CTの集荷を失念したことに気付かなかったものであるが、検品担当者においても、パレットへの積み付け数量の確認作業を怠ったことから、1CTの集荷漏れに気付くことなく輸出許可後のバンニング作業が行われ、コンテナが搬出されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
21	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の保税担当者は、SHIPPING マーク(荷主、型式、車体番号等が記載されたもの)の貼付作業を行うため、リストを基に輸出予定の中古自動車を1カ所に並べた際、うち1台について、入庫時に中古自動車に貼付されるラベル(荷主、型式、車体番号等が記載されたもの)とリストとの対査確認が不十分であったことから、今回輸出予定にない同車種の別の中古自動車をピックアップしたものである。 また、保税担当者は、SHIPPING マークとラベルとの対査確認も怠ったことから、誤ってピックアップした中古自動車に今回輸出予定の中古自動車の SHIPPING マークを貼付したまま輸出許可となったが、SHIPPING マークを基に搬出が行われたことから、輸出許可未済の中古自動車1台が搬出され、輸出許可済の中古自動車1台が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
22	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の作業員は、同一荷主の複数の輸出許可済貨物に係るバンニング作業(コンテナ2本)を行ったが、バラ詰めのカートン貨物が多く、指示通りにコンテナ詰めしきれなかったことから、全ての貨物をバンニングできるよう、2本のコンテナで詰め替え作業をやり直したものである。 その際、作業員は、バン詰め貨物(16CT)を別荷主の貨物の脇に仮置きしたが、そのことを失念したままバンニング作業を終了し、作業後の庫内等の確認も怠ったことから、当該貨物が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点

23	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>保税担当者は、保税地域に積戻し予定貨物である香港向け貨物2SI及びロッテルダム向け貨物10SIが到着した際、香港向け貨物2SIを別日に入庫した香港向け貨物と一緒にはい付けしたが、その際、貨物のマーク確認を怠り、SI番号を基に貨物をピックアップしたことから、香港向け貨物2SIとロッテルダム向け貨物2SIを取り違えてはい付けしたものである。</p> <p>また、香港向け貨物に係る積戻し許可後のバンニング作業の際のマーク確認も不十分であったことから、貨物の取り違えに気付くことなくそのままバンニング作業を終了し、コンテナを搬出したため、積戻し許可未済貨物(2SI)が誤って搬出され、積戻し許可済貨物(2SI)が積み残されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)</p>	<p>基礎 2点 減算 1点</p> <p>⇒ 1点</p>
24	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税地域の現場作業員は、貨物をバン詰めする際、バン詰め貨物を仮置きしたが、そのことを失念したままバン詰め作業を終了し、検数担当者もバン詰め作業に立ち会わず、搬出数量の確認及び作業終了後の庫内の確認を怠ったことから、当該貨物が積み残されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)</p>	<p>基礎 2点 減算 1点</p> <p>⇒ 1点</p>
25	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税蔵置場の作業員は、搬入された中古自動車について、輸出準備のため SHIPPING マークの貼付作業を行ったが、1台について、作業員の確認不足により、車体番号の類似する輸出予定にない別の中古自動車に今回輸出予定の中古自動車の車体番号を記載した SHIPPING マークを貼付したものである。</p> <p>また、SHIPPING マーク貼付後のチェック作業及び輸出許可後の搬出時におけるチェック作業も不十分であったことから、SHIPPING マークが誤って貼付されていることに気付くことなく、輸出許可未済の中古自動車1台が搬出され、輸出許可済の中古自動車1台が積み残されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)</p>	<p>基礎 2点 減算 1点</p> <p>⇒ 1点</p>
26	倉主からの申し出	担当者及び貨物管理責任者の怠情によるもの	<p>1. 当該保税蔵置場の保税台帳は、電磁的記録による帳簿の保存としているが、記帳担当者が、見本持出貨物1件について見本持出日の登録をしなかったことから、保税台帳の未記帳となったものである。</p> <p>2. 貨物管理責任者は、外国貨物の見本持出許可を受けていた貨物1件について、持出期間前にもかかわらず、当該貨物の搬出を行ったものである。</p>	<p>1 記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ) 2 見本持出未許可</p>	<p>基礎 5点 加算① 10点 減算 7.5点</p> <p>⇒ 7点</p>
27	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税蔵置場において平成27年9月から本年4月までの見本持出に係る「見本持出確認登録」を記帳担当者が失念したため、45件が持出日未記載となり、関税法第34条の2(記帳義務)の規定に違反した事実が確認されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)</p>	<p>基礎 10点 加算① 10点 減算 15点</p> <p>⇒ 5点</p>
28	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税蔵置場に蔵置中の貨物について、NACCSで搬出登録を行うことができなかったため、原因を調査したところ、本来、減却の承認を受けた後搬出すべきところを減却未承認のまま搬出されていたことが判明したものである。</p>	<p>記帳義務違反 (減却未承認)</p>	<p>基礎 2点 減算 1点</p> <p>⇒ 1点</p>
29	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税蔵置場の担当者が記帳状況について自主点検を行ったところ、平成26年9月29日、同月30日及び10月21日の配信分について、民間管理資料を取得・保存しておらず、再取得もできなかったデータ合計56件について保税台帳の未作成となっていたことが判明したものである。</p>	<p>記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)</p>	<p>基礎 12点 減算 9点</p> <p>⇒ 3点</p>
30	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税蔵置場で取り扱っているカカオ豆については、長年ガーナ産のみであったことから、当該蔵置場の作業員は、今回搬入されたコンテナ6本のカカオ豆も全てガーナ産であり、マーク(記号・番号)も全てガーナ産を表示するマーク(GHANA COCOA BOARD PRODUCE OF GHANA)であると思い込み、その確認を怠ったため、ガーナ産以外の産地を表示するマーク等があるカカオ豆がコンテナ1本に入っていたにもかかわらず、全量がガーナ産を表示するマークであるとして、搬入(記帳)を行ったものである。</p>	<p>記帳義務違反 (未記帳: 搬入)</p>	<p>基礎 2点 減算 1点</p> <p>⇒ 1点</p>
31	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>平成27年7月27日に輸入者からの問い合わせにより、輸入許可未済の貨物を搬出していたことが判明した。当該貨物については、当初、通関記録を確認したが、履歴が見つからず、自社システムのスキャン履歴を確認して、同年6月24日午前9時ごろ自社保税蔵置場に搬入し、同日午前11時ごろ搬出されていたことが判明した。</p> <p>当該保税蔵置場の搬入確認は、貨物のバーコードを個々にスキャンし、自社システムに取り込んだデータをNACCSに送り込む方法で行っているが、保税担当者は、当該貨物がNACCSデータと突合しなかったにもかかわらず、当該貨物について、その後の対応をすることなく他の業務を実施し、搬入登録を失念したものである。</p> <p>さらに、搬出時のスキャンでは、自社システムに蓄積されていた過去の同一HAWB番号の輸入許可データを呼び出していたにもかかわらず、搬出担当者は、当該貨物に対する許可情報であると思い込み搬出してしまったものである。</p>	<p>記帳義務違反 (未記帳: 搬出)</p>	<p>基礎 2点 加算③ 7点 減算 4.5点</p> <p>⇒ 4点</p>

32	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税地域の保税担当者は、蔵置中の自動車2台について、通関業者が搬出の立会に訪れた際、当該事業者から搬出の指示を直接受けたことから、輸入許可済であると思込み、貨物と書類との対査確認を怠ったため、輸入許可未済である当該貨物を保税地域から搬出したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 減算 2点 1点 ⇒ 1点
33	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	保税蔵置場の庫内点検を実施したところ、保税台帳上は、既に減却完了確認済み(搬出済み)となっているものの、貨物が在庫しており記帳義務違反となったものである。	記帳義務違反 (搬出)	基礎 減算 2点 1点 ⇒ 1点
34	業務担当者からの通報	担当者の怠情によるもの	平成27年11月19日、上記保税蔵置場業務担当者から「今年4月以降の包括減却承認申請書が提出されていないにも関わらず、貨物を減却処理していた」との申し出があり、当該事実が判明した。	記帳義務違反 (減却未承認)	基礎 減算 9点 8点 ⇒ 1点
35	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、平成27年10月28日に輸出許可を受けた貨物2件について、民間管理資料の取得を怠ったため、保税台帳が未記帳となっていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 加算① 減算 2点 10点 10点 ⇒ 2点
36	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸出許可貨物21件及び輸入許可貨物2件に係る民間管理資料の取得漏れがあり、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年9月14日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 6点 ⇒ 6点
37	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸出許可貨物5件及び輸入許可貨物16件に係る民間管理資料の取得を怠ったため、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年10月22日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 6点 ⇒ 6点
38	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸入許可貨物25件に係る民間管理資料の取得を怠った結果、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年8月18日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 6点 ⇒ 6点
39	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸出許可貨物9件に係る民間管理資料の取得漏れがあり、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年8月25日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 減算 2点 1点 ⇒ 1点
40	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、民間管理資料の取得を怠ったことから、保税台帳未作成1件を保税業務検査で判明した。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 減算 2点 1点 ⇒ 1点
41	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	SEA-NACCSより配信される民間管理資料の取出し失念に伴う輸出入貨物に係る台帳未作成	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 減算 4点 3点 ⇒ 1点
42	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸出許可貨物6件に係る民間管理資料の保存を怠ったため、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年10月15日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料未保存)	基礎 2点 ⇒ 2点
43	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、民間管理資料を印刷し、それを保管することで保税台帳としていることから、印刷後は、民間管理資料を削除しているが、記帳担当者は、一部管理資料について記帳及び保存を失念し、当該管理資料をそのまま削除してしまった。 また、民間管理資料取得作業後の印刷及び保存に係る確認体制も不十分であったことから、輸入貨物2件の保税台帳が未作成となったものである。	記帳義務違反 (台帳未作成)	基礎 2点 ⇒ 2点

44	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、当該保稅蔵置場の保稅台帳を確認したところ、検査対象期間中において行われた見本持出許可について、保稅台帳の記帳手順や記帳内容の二重チェック体制が適正に機能していなかったことから、見本持出日の未記帳2件を発見したものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 加算① 10点 減算 10点 ⇒ 2点
45	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成28年4月8日に実施した保稅業務検査において、検査対象期間(平成27年4月14日～平成28年4月7日)に実績のあった見本持出許可14件に係る一時持出年月日の未記帳を発見したものである。	記帳義務違反 (見本持出日漏れ)	基礎 4点 加算③ 5点 減算 4点 ⇒ 5点
46	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、見本持出確認登録(MHO)業務の未登録1件が判明したものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 ⇒ 2点
47	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場の事務担当者は、見本持出許可を受け持ち出した貨物(2件分)について、見本持出確認登録(MHO)業務及び当該蔵置場における見本持出しに係る手順書に基づく見本持出許可通知情報への見本持出年月日の記載を行うことを失念していたことから、平成27年11月12日に実施した保稅業務検査により、当該見本持出し実績2件に係る記帳義務違反(搬出年月日の未記載)を発見したものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 ⇒ 2点
48	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査により、見本持出許可に関する搬出確認事項(持出日記載漏れ)5件について、保稅台帳の未記帳を発見した。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
49	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、当該保稅蔵置場の保稅台帳を確認したところ、検査対象期間中において行われた見本持出許可について、見本持出日の未記帳1件を発見した。 見本持出業務に対して適切な業務処理体制でなかったこと及び記帳内容の二重チェックを実施する確認者について、見本持出日が法定記帳項目であることの認識が欠落しており、確認体制が適正に機能していなかったことによるものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
50	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、当該保稅蔵置場の保稅台帳を確認したところ、検査対象期間中に行われた見本持出許可について、見本持出日の未記帳2件を発見した。 当該保稅蔵置場は、社内教育が不十分であり、保稅担当者に見本持出日が法定記載項目であることの認識がなく、見本持出業務に対する業務手順が明文化されていなかった。また、NACCSの配信電文取得漏れに対する管理体制は整えられているものの、配信電文登録事項の内容確認について、明確な手順が定められておらず、形式的な確認に留まっており、チェック体制が適正に機能していなかったものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
51	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成28年4月27日に実施した保稅業務検査において、同年3月3日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同月16日に貨物の取扱い(回答検品)を行った貨物に関する保稅台帳への未記帳を発見したものである。	記帳義務違反 (貨物の取扱い)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
52	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場に平成27年12月10日に搬入された貨物について、搬入時には粒状のものであったが、輸出許可後、粒同士が固着した状態になっていたことから、元の状態(粒状)に戻す必要があると判断し、12月12日～14日に作業員が重機(ブレーカー)を利用し、外国貨物について、固まりを崩し元の状態に戻す作業を行ったが、記帳担当者の法令知識の欠如により、保稅台帳への記帳を怠ったものである。	記帳義務違反 (貨物の取扱い)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
53	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅工場は、総量管理の適用を受けた指定工場であるが、一部の保稅製品の歩留り設定にあたり、誤った資料に基づいて設定された歩留りを適用していたため、外貨原料を過大に引き落とす結果となり、原料使用内訳表に誤った記帳を行っていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (保稅原料の過大引落し)	基礎 14点 減算 10点 ⇒ 4点
54	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成28年5月27日、当該保稅蔵置場に対する保稅業務検査を実施したところ、検査対象期間(平成27年5月19日～平成28年5月26日)内において、同蔵置場で輸入許可(平成27年7月22日)された輸入貨物1件に係る搬入から搬出までの保稅台帳の未記帳があったものである。(マニュアル保稅台帳)	記帳義務違反 (未記帳:搬出入)	基礎 2点 ⇒ 2点

55	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、マニュアル保稅台帳の未記帳20件が判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出入)	基礎 加算③	4点 5点
					⇒	9点
56	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、マニュアル保稅台帳の未記帳31件が判明した。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出入)	基礎 減算	8点 4点
					⇒	4点
57	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、長期蔵置貨物情報と長期蔵置貨物報告書を対査確認したところ、バンニング情報登録漏れが3件あり、いずれもNACCSから配信される民間管理資料に反映されておらず、保稅台帳が未記帳となっていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬入)	基礎 減算	2点 1点
					⇒	1点
58	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場の記帳担当者は、輸入貨物の搬入について、輸入者からコンテナヤードで通関後、当該蔵置場に内貨として到着する旨の連絡を受けていたが、その後、通関業者から外貨搬入に変更となった旨の連絡を受けたにもかかわらず、当該貨物の搬入時に内貨であると思い込み、保稅台帳への記帳を怠ったものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬入)	基礎 減算	2点 1点
					⇒	1点
59	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査により、保稅台帳の記帳項目である輸入許可日及び輸入許可番号が未記帳の台帳15件を発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 加算① 減算	4点 10点 10点
					⇒	4点
60	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場において、保稅担当者と輸出貨物の通関手続きを行った自社営業所間の連絡体制の不備及び当該保稅蔵置場のCPIに基づく基本的な事項が遵守されていなかったことから、平成27年5月14日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同年6月17日に輸出許可を受けた後、同日搬出された貨物に関する保稅台帳の記帳漏れを平成27年10月8日に実施した保稅業務検査において、発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 加算① 減算	2点 10点 10点
					⇒	2点
61	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成27年11月6日に実施した保稅業務検査において、同年5月16日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同月30日に搬出した外貨船用品に関する保稅台帳への未記帳を発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 加算① 減算	2点 10点 10点
					⇒	2点
62	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、検査対象期間における輸入許可貨物1件について、保稅台帳への記帳漏れを発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 加算① 減算	2点 10点 10点
					⇒	2点
63	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成28年2月10日に実施した保稅業務検査において、平成27年4月30日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同年5月7日に輸入許可を受けた貨物に関する保稅台帳への未記帳を発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 加算① 減算	2点 10点 10点
					⇒	2点
64	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成27年11月13日に実施した保稅業務検査において、平成27年10月19日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同日輸出許可を受け、翌30日に搬出された貨物に関する保稅台帳への記帳漏れを発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 減算	2点 1点
					⇒	1点
65	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保稅台帳としているが、平成27年10月15日に実施した保稅業務検査において、同年7月2日に輸出許可を受け同月8日に搬出された貨物1件に対するNACCS搬出登録業務を怠ったことにより、保稅台帳への記帳がされていない事実を発見したものである。 原因については、NACCSでの搬出登録の際に記帳担当者が不在であったため、代行者が登録作業を行ったが、同人の知識不足により実際には正しい登録ができておらず、また、記帳担当者による事後確認も不十分であったことによる。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 減算	2点 1点
					⇒	1点

66	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該指定保税地域の保税業務検査対象期間(平成27年3月25日～平成28年3月17日)において、輸出許可貨物に係る搬出日の未記帳(BOC業務登録漏れ)1件が判明したものである。 輸出許可済貨物は、担当者が誤搬出の防止のため、社内帳票と輸出許可情報等を確認しているが、搬出後、搬出確認登録(BOC業務)を怠り、指定保税地域等から外国貨物を出した場合の記帳義務に違反したものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬出)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
67	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	保税業務検査において、滅却承認貨物を28/3/9に搬出した際、同日中にNACCSでの搬出登録をせず、翌日に「2016/3/10」と登録する一方で、滅却承認申請書の添付書類に「28.3.9 認搬出」と押印していたものを修正液で消去し、その上から「28.3.10 認搬出」として押印し、これを管轄の保税部門に報告することなく、誤った搬出年月日が登録されたままとなっていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬出)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
68	税関による長期蔵置貨物確認	担当者の怠情によるもの	当該保税地域の保税担当者は、蔵置貨物(空コンテナ 2本)について、「コンテナに関する通関条約」の適用を受けて輸入する場合の輸入申告に基づき、許可済であると思い込み、貨物と書類との対査確認を怠り、輸入許可未済である当該貨物を搬出したものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬出)	基礎 2点 ⇒ 2点
69	長期蔵置貨物情報の確認	担当者の怠情によるもの	長期蔵置貨物情報に輸出許可済貨物(1件)が計上されていたため、税関から保税担当者に確認したところ、同貨物は既に搬出済みであったが、担当者がハンニグ情報登録を失念した結果、搬出の記帳が未記帳となっていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬出)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
70	他関保税取締部門からの通報	担当者の怠情によるもの	平成27年12月11日、船主支給品としてH港CYに蔵置していた外国貨物5個について、通関業者を介して自社保税工場への移入承認及び保税運送承認を受けた後、同年12月15日に同保税工場に搬入したが、社内連絡体制の不備から、保税業務担当者は保税品であるにもかかわらず、内貨品と誤認して保税台帳への記帳を怠っていたことが税関からの指摘を受けて判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬入)	基礎 2点 加算③ 7点 ⇒ 9点
71	通関部門からの通報	担当者の怠情によるもの	当該保税地域の保税担当者等は、保税地域に搬入済みの車両と未搬入の車両について、書類のセット方法を変えることにより整理しているが、今回、誤って未搬入車両の書類を搬入済車両の書類としてセットしたものである。 また、当該保税地域の車両の搬入については、輸出車両の配送等を行っている特定の業者に任せており、保税担当者等は、貨物の現物確認を行うことはなく、特定業者からの搬入の連絡をもってNACCSに搬入確認登録(BIC)を行っていたため、今回も実際には現物を確認することなく搬入確認登録を行ったことから、輸出許可済である別の車両を未搬入車両と思い込み、搬入済車両の書類としてセットされた未搬入車両について、搬入されることなく輸出申告されてしまったものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬入)	基礎 2点 加算① 10点 減算 10点 ⇒ 2点
72	通関部門からの通報	担当者の怠情によるもの	当該蔵置場の作業員は、輸出予定の貨物250PPIに輸出用ラベルを貼付していたが、うち1PPIについて、今回輸出予定でない貨物に誤って貼付した。 保税担当者は、搬入確認登録を行う際に貨物と関係書類との対査、確認を怠ったことから、ラベルの貼り違いに気づくことなく、輸出申告され許可となった後、当該ラベルに基づき貨物が搬出されたため、輸出許可未済貨物1PPIが搬出され、輸出許可済貨物1PPIが積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 ⇒ 2点
73	通関業者から申告部門への通報	担当者の怠情によるもの	通関業者が輸出申告中の蔵置貨物(中古車1台)について、当社指定保税地域の保税担当者が、「輸出申告変更控」を「輸出許可書」と誤認し、輸出許可前にもかかわらず、NACCSによる搬出登録を行うことなく搬出を行ったものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬出)	基礎 2点 ⇒ 2点
74	通関業者からの通報及び貨物情報登録時のエラーにより判明	担当者の怠情によるもの	平成28年5月9日入港の本船から取卸したコンテナについて、当初予定情報(32本)よりも5本少ない(27本)ことが、韓国の船社及び日本検数協会から貨物管理者に対して報告されていたにもかかわらず、担当者が書類の対査・確認を怠り、貨物管理責任者の確認も行われなかったことから、誤ったまま当初予定の本数(32本)を搬入登録したものである。 本船については、同年5月16日に通関業者(別会社)からの通報及び同日入港の船舶により、未到着であった5本が本邦に到着した際に貨物情報が登録できないことが検査部門に照会されたことにより判明したものである。	記帳義務違反 (搬入)	基礎 2点 ⇒ 2点

75	窓口業務	担当者の怠情によるもの	保稅担当者は、荷主から貨物取扱届(写真撮影)の申し出を受け、作業に立ち会った際、荷主が事前に貨物取扱許可を受けるべき行為(部品切断)を行ったにも係らず、保稅台帳に写真撮影(内容点検)とだけ記帳していたことから未記帳となったものである。 なお、当該保稅蔵置場については、過去1年以内に搬入停止処分を受けていたものである。	記帳義務違反 (貨物の取扱い)	基礎 2点 加算② 13点 減算 10点 ⇒ 5点
76	窓口事務	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場の保稅担当者は、保稅運送到着貨物について、通関業者等への確認及びNACCSから配信される保稅運送承認情報の確認を怠り、輸入許可済貨物と思い込んだことから、NACCSの搬入確認登録を行わず、本件荷主の貨物を取り扱っている会社に当該貨物を引渡したものである。 また、当該蔵置場が、1か月以上経過してNACCS搬入確認登録を行ったとの連絡が管轄税関出張所の保稅担当職員にあったことから、当該貨物の蔵置確認を行ったところ、輸入許可未済である当該貨物を搬出していることが判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬出)	基礎 2点 ⇒ 2点
77	窓口事務	担当者の知識不足	保稅部門窓口に本件対象貨物に係る減却承認申請があったが、その際、窓口に当該貨物を持参したことから、承認を受ける前に外国貨物を保稅蔵置場から搬出したことが判明した。 当該保稅蔵置場の担当者は、搬出の際に減却承認申請書の承認印及びNACCSからの許可・承認等登録通知情報の確認を怠り、当該貨物の搬出を行ったものである。	記帳義務違反 (減却未承認)	基礎 2点 ⇒ 2点
78	窓口業務(倉主からの相談)	担当者の怠情によるもの	平成27年12月14日、台湾向けに積戻すべく、当該保稅蔵置場からA保稅地域へ搬出された外国貨物80P(コンテナ5本)について、保稅運送承認申請を行うべき立場にあった通関業者が、認識誤りにより同申請を行わなかったにもかかわらず、当該保稅蔵置場の保稅担当者の保稅運送承認状況の確認も不十分であったことから、当該保稅運送未承認貨物に係る記帳義務違反(搬出記帳)が発生したものであり、翌12月15日、当該保稅蔵置場担当者から管轄税関出張所にNACCSで搬出登録業務(CYO)ができない旨の相談があり、詳細を確認した結果、上記事実が判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬出)	基礎 2点 ⇒ 2点
79	輸入申告での貨物確認	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場に冷凍貨物が搬入され、経産省の輸入に関する確認申請書を取得している冷凍貨物Aについては、先行して輸入許可となり、一部冷凍貨物Bが未通関分として残ったが、冷凍貨物Bは、冷凍貨物Aと同じパレットに蔵置されていたにもかかわらず、エンドユーザーから冷凍貨物Aの搬出依頼を受けた事務担当者は、保稅担当者への確認を怠り、当該パレットに積載されている冷凍貨物は、全て輸入許可済であると思い込み、当該パレットの差札を変えて搬出の準備を行ってしまった結果、未通関の冷凍貨物Bが輸入許可済貨物Aとともに搬出されたものである。	記帳義務違反 (未記帳:搬出)	基礎 2点 ⇒ 2点

端緒	原因	内容	態様	処分基準適用状況 (基礎点数)
80 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該事業所の工務グループは、事業所内施設(保税蔵置場を含む。)について防風対策が必要であることから、当該対策工事について当事業所内で承認を受け実施した。 その際、社内における連絡・確認体制が不十分であったことから、当該蔵置場の保税担当者に当該工事内容が伝えられず、工事届の提出がなされなかった。 保税担当者が、工事個所となった保税蔵置場に赴いたところ、屋根と外壁が取り外されており、工務グループに確認したところ、工事届が提出されていないことが判明したため、総合責任者が税関に申し出たものである。	収容能力の増減等の届出義務違反(工事届)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
81 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税工場内にクリーンルームを設置するにあたり、自社事業所の工事担当部門と保税業務担当部門との間の連絡体制が不十分であったことから、保税担当者に当該工事内容が伝えられておらず、管轄税関へ工事届の提出がなされていないことを、当該工事を確認した内部監査人補佐の指摘により判明したため、税関に申し出たものである。	収容能力の増減等の届出義務違反(工事届)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
82 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の貨物管理責任者は、関税法第44条に規定されている貨物収容能力増減等の届を提出することなく、保税蔵置場として許可を受けている土場の一部を、関連会社との間で賃貸借契約を締結し、同社に貸付けていたものである。	収容能力の増減等の届出義務違反	基礎 2点 加算① 10点 減算 6点 ⇒ 6点
83 保税取締業務	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場内にある貨物蔵置用シートハウスが老朽化等のため撤去するに当たり、税関手続担当者である保税担当課長は、当該工事に係る税関手続は不要であるという誤った認識を持っていたことから、何ら税関に連絡することなく、平成26年3月20日から25日の間に「貨物収容能力増減等の届」を未提出のまま撤去工事を行ったものであり、担当者の税関手続に関する知識の欠乏、認識誤りが原因である。	収容能力の増減等の届出義務違反	基礎 2点 加算① 10点 減算 10点 ⇒ 2点
84 窓口事務	担当者の怠情によるもの	災害時の緊急電源として活用するため、当該総合保税地域の1階屋外部分(保税部分)に自立型水素燃料電池システム(発電設備)を設置することとなったが、当街保税地域の総合責任者(税関への各種届出担当者)は、当該工事に係る内容等を十分に把握していなかったことから、工事届を提出せずに工事が行われたものである。 当該工事に係る情報を業界紙から入手した管轄保税部門が、工事次期等を確認したところ、既に工事が行われていたことが判明したものである。	収容能力の増減等の届出義務違反(工事届)	基礎 2点 加算① 10点 減算 10点 ⇒ 2点

平成27事務年度 全国税関非違状況一覧表(保税地域外蔵置)

端緒	原因	内容	態様	処分基準適用状況 (基礎点数)
85 税関による在庫確認	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は当初3階建て建屋の全てを保税蔵置場として許可を受けていたが、取扱貨物が減少したため、平成27年10月21日に2階及び3階部分を減坪したにもかかわらず、2階部分に輸入許可未済貨物1件を保税地域外に蔵置していたものである。	保税地域外蔵置	基礎 3点 加算① 10点 減算 11点 ⇒ 1点
86 保税巡回	担当者の怠情によるもの	保税巡回実施中に、保税蔵置場外の場所に蔵置していた貨物を発見したものである。 当該貨物は、当初保税エリア内に蔵置されていたが、保税エリア床面の清掃作業のため、一旦保税エリア外に移されたが、床面清掃作業終了後も保税エリアに戻されることなく、保税エリア外に蔵置され続けたものである。	保税地域外蔵置	基礎 3点 ⇒ 3点

平成27事務年度 全国税関非違状況一覧表(蔵置期間未承認延長)

端緒	原因	内容	態様	処分基準適用状況 (基礎点数)
----	----	----	----	--------------------

87	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	蔵入承認を受けた貨物について、蔵置期間の延長手続きを失念し、最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年を超えて蔵置していたものである。	蔵置期間未承認延長	基礎 3点 減算 1点 ⇒ 2点
88	倉主からの申し出	貨物管理体制の不備	保税蔵置場に蔵置中の貨物について、他の保税蔵置場において蔵入承認を受けた後、当該保税蔵置場に保税運送され、その後再度の蔵入承認を受けたが、当該保税蔵置場に備え付けの出入庫リストには、最初の蔵入承認年月日欄が設けられていなかったこと及び、貨物に同承認年月日が記載されたさし札が貼付されていたにもかかわらず、台帳との対査作業も怠っていたことから、最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年を超えて蔵置していたものである。	蔵置期間未承認延長	基礎 3点 加算① 10点 減算 11点 ⇒ 1点

平成27事務年度 全国税関非違状況一覧表(移入未承認)

端緒	原因	内容	態様	処分基準適用状況 (基礎点数)	
89	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税工場において、社内における連絡・確認体制が不十分であったことから、保税作業の原料貨物について、移入承認申請を行うことなく移入承認取得済貨物として、社内システムで処理され、平成27年1月9日から同年2月23日までの間、4回の保税作業に原料として使用され、製品が製造・積戻しされたものである。	移入未承認	基礎 3点 加算③ 5点 減算 4点 ⇒ 4点

平成27事務年度 全国税関非違状況一覧表(保税運送未承認)

端緒	原因	内容	態様	処分基準適用状況 (基礎点数)	
90	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	A社保税業務担当者は、自社B工場における保税作業製品を内貨製品と誤認し、保税運送承認を受けることなく同工場から他の保税蔵置場へ搬出した貨物が3件あることを確認したため、管轄の税関へ申し出たものである。 申し出に基づき調査したと結果、当該貨物は、到着先の保税蔵置場にて輸出許可を受けUSA向けに搬出済みであることが判明したものである。	保税運送未承認(保税作業品)	基礎 3点 加算③ 7点 減算 5点 ⇒ 5点

平成27事務年度 全国税関非違状況一覧表(無許可貨物の取扱い)

端緒	原因	内容	態様	処分基準適用状況 (基礎点数)	
91	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場では、蔵置貨物である冷蔵商品については、荷主からの依頼を受け冷凍商品に加工しており、保税担当者は、加工前に通関業者に依頼して貨物取扱許可を取得している。今回、荷主からの依頼に係る保税担当者への連絡が不十分であったことから、保税担当者は、当該貨物(冷凍牛肉)に係る貨物取扱許可の申請手続を通関業者に依頼せず、冷凍加工担当者も作業開始前に当該貨物に係る貨物取扱許可貨物情報を確認しなかったことから、貨物取扱許可未取得のまま冷凍加工が行われたものである。	無許可貨物の取扱い	基礎 3点 減算 1点 ⇒ 2点

平成27事務年度 全国税関非違状況一覧表

端緒	原因	内容	態様	処分基準適用状況 (基礎点数)
9 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	1. 当該保税蔵置場の保税台帳は、電磁的記録による帳簿の保存としているが、記帳担当者が、見本持出貨物1件について見本持出日の登録をしなかったことから、保税台帳の未記帳となったものである。 2. 貨物管理責任者は、外国貨物の見本持出許可を受けていた貨物1件について、持出期間前にもかかわらず、当該貨物の搬出を行ったものである。	1 記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ) 2 見本持出未許可	基礎 5点 加算① 10点 減算 7.5点 ⇒ 7点
10 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場において平成27年9月から本年4月までの見本持出に係る「見本持出確認登録」を記帳担当者が失念したため、45件が持出日未記載となり、関税法第34条の2(記帳義務)の規定に違反した事実が確認されたものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 10点 加算① 10点 減算 15点 ⇒ 5点
11 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場に蔵置中の貨物について、NACCSで搬出登録を行うことができなかったため、原因を調査したところ、本来、減却の承認を受けた後搬出すべきところを減却未承認のまま搬出されていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (減却未承認)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
12 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の担当者が記帳状況について自主点検を行ったところ、平成26年9月29日、同月30日及び10月21日の配信分について、民間管理資料を取得・保存しておらず、再取得もできなかったデータ合計56件について保税台帳の未作成となっていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 12点 減算 9点 ⇒ 3点
13 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場において、輸出許可を受けた貨物466PKのうち1PKについて、バン詰作業中に敗れが生じたことから搬出しなかったにもかかわらず、作業担当者が、その旨をNACCS搬出登録に反映することを失念し、同1PKを含む全量を搬出した旨の登録を行ったものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算① 10点 加算② 13点 減算 17.5点 ⇒ 7点
14 倉主からの申し出	担当者及び貨物管理責任者の怠情によるもの	当該保税地域の現場作業員は、出庫用書類を基に輸出予定の貨物を集荷したが、書類と貨物との対査確認が不十分であったことから、誤ってICSについて、マークの類似した別の貨物を集荷し、出庫用の場所に移動したものであるが、同保税地域の貨物管理責任者についても、貨物確認の際に書類と貨物とを十分に対査確認しなかったことから、貨物の取り違えに気付くことがなかった。 また、輸出許可後の貨物の搬出時においても、貨物の総数しか確認しなかったことから、輸出許可未済貨物ICSが搬出され、輸出許可済貨物ICSが積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算① 10点 減算 6点 ⇒ 6点
15 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場において、複数の入庫番号の貨物をパレタイズする際は、作業指示書に代表として使用する入庫番号(以下「代表番号」という。)を記載し、作業後に代表番号以外の入庫番号が記されたラベル(ラベルは入庫時に貨物に貼付される)を剥がすこととしているが、当該貨物に係る作業指示書については、代表番号の記載がなかったため、作業後も複数のラベルが貼付されたままの状態であり、その後、代表番号が決定されたが、作業担当者への指示が不十分であったことから、当該貨物に係る代表番号以外のラベルを剥がさなかったものである。 また、他の作業担当者も輸出許可後のバン詰め作業時に、当該貨物と代表番号の出庫指示書類を対査確認したが、当該指示書類に記載されていない入庫番号が記されたラベルが貼られている貨物を発見したため、バン詰め対象外であると思い込みパレットから抜き取ったことから、貨物が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 5点 ⇒ 7点
16 倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場に蔵置中のA社及びB社の輸出予定貨物(A社:インドネシア向け、B社:アメリカ向け)について、当該貨物が同じメーカーの製品であったことから、2社に係る一部貨物が同一パレットに置かれた状態で搬入(入庫)されていたが、輸出準備のため2社の貨物を梱包する際、作業員が貨物を十分に確認を行わず検品作業も怠ったことから、当該貨物を入れ違えて梱包(インドネシア向けA社の貨物とアメリカ向けB社の貨物を入れ違いにこして梱包)してしまい、そのことに気付くことなくA社の貨物の輸出許可を受けバン詰めした後に搬出され、輸出許可済貨物が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 2点 加算③ 10点 減算 6点 ⇒ 6点

17	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	A社保税蔵置場(併設保税蔵置場)に、輸出予定の自動車及び同社保税工場に積戻し予定の自動車(保税作業品)が、それぞれ搬入されたが、輸出予定の自動車について、輸出準備のため SHIPPING マークの貼付作業を行った際、現物に貼付されている輸出用ラベルと SHIPPING マークの対査確認が不十分であったことから、車体番号の類似する積戻し予定の自動車1台に誤って SHIPPING マークを貼付したものである。 また、搬出時における確認作業も不十分であったことから、SHIPPING マークが誤って貼付されていることに気付くことなく、SHIPPING マークを基に貨物が荷揃え・船積みされた結果、積戻し許可未済の自動車が搬出され、輸出許可済の自動車1台が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
18	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の作業員は、輸出予定貨物を保管場所から梱包作業場所へ移動する際、関係書類と現物との対査確認が不十分であったことから、誤って国内向け貨物1BEを輸出予定貨物と取り違えて移動させてしまった。 また、梱包作業場所での貨物の確認及びその後のバン詰めに至るまでの間の関係書類と現物との対査確認体制も不十分であったことから、貨物の取り違えに気付くことなく、輸出貨物の一部が積み残され、国内向けの貨物が誤って搬出されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
19	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場に搬入された自動車について、輸出準備のため SHIPPING マークの貼付作業を行った際、現物に添付されている輸出用ラベル(工場出荷時に貼付されているもの)と SHIPPING マークとの対査確認が不十分であったことから、今回輸出予定にない車体番号の類似する別の自動車に SHIPPING マーク1枚を誤って貼付したものである。 また、当該保税蔵置場の作業員により貼付した SHIPPING マークは、貼付後のチェック及び船積前における検数業者のチェック作業が行われるが、当該チェック作業も不十分であったことから、SHIPPING マークが誤って貼付されていることに気付くことなく、SHIPPING マークを基に貨物が荷揃え・船積みされたことから、輸出許可未済の自動車1台が搬出され、輸出許可済の自動車1台が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
20	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場においては、輸出作業の作業指示書としてインボイスを使用しているが、当初の数量が変更(8タンクから10タンク)となったため、同蔵置場のインボイス受渡担当者は、変更後のインボイスに基づき現場担当者に作業指示を行ったものである。 また、現場担当者は、インボイスが変更となったことを失念し、変更前のインボイスを基にバン詰め作業を委託会社に指示したものであり、作業指示に係る情報の共有体制が不十分であったこと及びバン詰め作業の際、貨物と輸出許可書との対査確認を怠ったことから、2タンクが積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
21	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の作業担当者は、通関業者から出荷指示を受けた輸出予定貨物を集荷したが、集荷した貨物の数量確認及び貨物の種類を考慮したパレットへの積み付けを怠ったことから、貨物1CTの集荷を失念したことに気付かなかつたものであるが、検品担当者においても、パレットへの積み付け数量の確認作業を怠ったことから、1CTの集荷漏れに気付くことなく輸出許可後のバンニング作業が行われ、コンテナが搬出されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
22	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の保税担当者は、SHIPPING マーク(荷主、型式、車体番号等が記載されたもの)の貼付作業を行うため、リストを基に輸出予定の中古自動車を1カ所に並べた際、うち1台について、入庫時に中古自動車に貼付されるラベル(荷主、型式、車体番号等が記載されたもの)とリストとの対査確認が不十分であったことから、今回輸出予定にない同車種の別の中古自動車をピックアップしたものである。 また、保税担当者は、SHIPPING マークとラベルとの対査確認も怠ったことから、誤ってピックアップした中古自動車に今回輸出予定の中古自動車の SHIPPING マークを貼付したまま輸出許可となったが、SHIPPING マークを基に搬出が行われたことから、輸出許可未済の中古自動車1台が搬出され、輸出許可済の中古自動車1台が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点
23	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の作業員は、同一荷主の複数の輸出許可済貨物に係るバンニング作業(コンテナ2本)を行ったが、バラ詰めのカートン貨物が多く、指示通りにコンテナ詰めしきれなかったことから、全ての貨物をバンニングできるよう、2本のコンテナで詰め替え作業をやり直したものである。 その際、作業員は、バン詰め貨物(16CT)を別荷主の貨物の脇に仮置きしたが、そのことを失念したままバンニング作業を終了し、作業後の庫内等の確認も怠ったことから、当該貨物が積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 減算 ⇒	2点 1点 1点

24	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>保税担当者は、保税地域に積戻し予定貨物である香港向け貨物2SI及びロッテルダム向け貨物10SIが到着した際、香港向け貨物2SIを別日に入庫した香港向け貨物と一緒にはい付けしたが、その際、貨物のマーク確認を怠り、SI番号を基に貨物をピックアップしたことから、香港向け貨物2SIとロッテルダム向け貨物2SIを取り違えてはい付けしたものである。</p> <p>また、香港向け貨物に係る積戻し許可後のバンニング作業の際のマーク確認も不十分であったことから、貨物の取り違えに気付くことなくそのままバンニング作業を終了し、コンテナを搬出したため、積戻し許可未済貨物(2SI)が誤って搬出され、積戻し許可済貨物(2SI)が積み残されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)</p>	<p>基礎 減算</p> <p>⇒</p> <p>2点 1点 1点</p>
25	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税地域の現場作業員は、貨物をバン詰めする際、バン詰め貨物を仮置きしたが、そのことを失念したままバン詰め作業を終了し、検数担当者もバン詰め作業に立ち会わず、搬出数量の確認及び作業終了後の庫内の確認を怠ったことから、当該貨物が積み残されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)</p>	<p>基礎 減算</p> <p>⇒</p> <p>2点 1点 1点</p>
26	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>貨物管理責任者は、自社保税蔵置場に2個口(2CT)の貨物が入庫したことから、当該貨物を梱包のため集荷したが、その際、入庫数の確認を怠り、2個口(2CT)のうち1個口(1CT)にのみ添付されている出荷案内書(2個口の貨物に入っている商品名が記載されているもの)を確認したが、当該1個口(1CT)に全ての商品が入っているものと思い込み、当該1個口のみを集荷し、他の貨物とともに梱包した。</p> <p>その後、当該貨物は、輸出許可となり、コンテナ詰めされ搬出されたことから、1個口(1CT)が積み残されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)</p>	<p>基礎 加算① 減算</p> <p>⇒</p> <p>2点 10点 6点 6点</p>
27	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税蔵置場の作業担当者は、集荷されたバンニング予定貨物を順次コンテナまで移動させたが、4CTについては、集荷された貨物の隣に蔵置されていたバンニング予定ではない貨物の上にパレットに載せた状態で置かれていたため、バンニング予定貨物とは別の貨物と思い込み、コンテナまでの移動を失念したものであり、貨物をコンテナまで移動する際のチェック体制も不十分であったことから、当該4CTが当該蔵置場に積み残されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)</p>	<p>基礎 加算③</p> <p>⇒</p> <p>2点 7点 9点</p>
28	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税蔵置場において、検品作業(数量確認等)が終了した輸出許可済貨物をバンニング場所に集荷し、バンニング作業を行おうとしたところ、雨が降り出したことから、当該貨物を建屋と建屋の間に設置されているテントの下に移動させ、ロードコーンで囲み区分けした際、通路付近に置かれた1PP(3PL。以下同じ。)については、他の作業の邪魔となるため、別の作業員が少し離れた位置に移動させた。</p> <p>その後、バンニング作業を再開したが、その際に再検品を失念したこと及び1PP移動させたことを担当作業員に伝えていなかったことから、当該1PPが積み残されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)</p>	<p>基礎 加算③ 減算</p> <p>⇒</p> <p>2点 10点 6点 6点</p>
29	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税蔵置場の作業員は、搬入された中古自動車について、輸出準備のため SHIPPING マークの貼付作業を行ったが、1台について、作業員の確認不足により、車体番号の類似する輸出予定にない別の中古自動車に今回輸出予定の中古自動車の車体番号を記載した SHIPPING マークを貼付したものである。</p> <p>また、SHIPPING マーク貼付後のチェック作業及び輸出許可後の搬出時におけるチェック作業も不十分であったことから、SHIPPING マークが誤って貼付されていることに気付くことなく、輸出許可未済の中古自動車1台が搬出され、輸出許可済の中古自動車1台が積み残されたものである。</p>	<p>記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)</p>	<p>基礎 減算</p> <p>⇒</p> <p>2点 1点 1点</p>
30	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税蔵置場で取り扱っているカカオ豆については、長年ガーナ産のみであったことから、当該蔵置場の作業員は、今回搬入されたコンテナ6本のカカオ豆も全てガーナ産であり、マーク(記号・番号)も全てガーナ産を表示するマーク(GHANA COCOA BOARD PRODUCE OF GHANA)であると思い込み、その確認を怠ったため、ガーナ産以外の産地を表示するマーク等があるカカオ豆がコンテナ1本に入っていたにもかかわらず、全量がガーナ産を表示するマークであるとして、搬入(記帳)を行ったものである。</p>	<p>記帳義務違反 (未記帳:搬入)</p>	<p>基礎 減算</p> <p>⇒</p> <p>2点 1点 1点</p>
31	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>当該保税地域の保税担当者は、蔵置中の自動車2台について、通関業者が搬出の立会に訪れた際、当該事業者から搬出の指示を直接受けたことから、輸入許可済であると思い込み、貨物と書類との対査確認を怠ったため、輸入許可未済である当該貨物を保税地域から搬出したものである。</p>	<p>記帳義務違反 (未記帳:搬出)</p>	<p>基礎 減算</p> <p>⇒</p> <p>2点 1点 1点</p>
32	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	<p>保税蔵置場の庫内点検を実施したところ、保税台帳上は、既に滅却完了確認済み(搬出済み)となっているものの、貨物が在庫しており記帳義務違反となったものである。</p>	<p>記帳義務違反 (搬出)</p>	<p>基礎 減算</p> <p>⇒</p> <p>2点 1点 1点</p>

33	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	平成27年7月27日に輸入者からの問い合わせにより、輸入許可未済の貨物を搬出していたことが判明した。当該貨物については、当初、通関記録を確認したが、履歴が見つからず、自社システムのスキャン履歴を確認して、同年6月24日午前9時ごろ自社保税蔵置場に搬入し、同日午前11時ごろ搬出されていたことが判明した。 当該保税蔵置場の搬入確認は、貨物のバーコードを個々にスキャンし、自社システムに取り込んだデータをNACCSに送り込む方法で行っているが、保税担当者は、当該貨物がNACCSデータと突合しなかったにもかかわらず、当該貨物について、その後の対応をすることなく他の業務を実施し、搬入登録を失念したものである。 さらに、搬出時のスキャンでは、自社システムに蓄積されていた過去の同一HAWB番号の輸入許可データを呼び出していたにもかかわらず、搬出担当者は、当該貨物に対する許可情報であると思い込み搬出してしまったものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 2点 加算③ 7点 減算 4.5点 ⇒ 4点
34	業務担当者からの通報	担当者の怠情によるもの	平成27年11月19日、上記保税蔵置場業務担当者から「今年4月以降の包括減却承認申請書が提出されていないにもかかわらず、貨物を減却処理していた」との申し出があり、当該事実が判明した。	記帳義務違反 (減却未承認)	基礎 9点 減算 8点 ⇒ 1点
35	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、平成27年10月28日に輸出許可を受けた貨物2件について、民間管理資料の取得を怠ったため、保税台帳が未記帳となっていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 2点 加算① 10点 減算 10点 ⇒ 2点
36	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸出許可貨物21件及び輸入許可貨物2件に係る民間管理資料の取得漏れがあり、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年9月14日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 6点 ⇒ 6点
37	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸出許可貨物9件に係る民間管理資料の取得漏れがあり、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年8月25日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
38	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、民間管理資料の取得を怠ったことから、保税台帳未作成1件を保税業務検査で判明した。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
39	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	SEA-NACCSより配信される民間管理資料の取出し失念に伴う輸出入貨物に係る台帳未作成	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 4点 減算 3点 ⇒ 1点
40	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸出許可貨物5件及び輸入許可貨物16件に係る民間管理資料の取得を怠ったため、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年10月22日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 6点 ⇒ 6点
41	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸入許可貨物25件に係る民間管理資料の取得を怠った結果、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年8月18日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料取得漏れ)	基礎 6点 ⇒ 6点
42	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保税台帳としているが、輸出許可貨物6件に係る民間管理資料の保存を怠ったため、保税台帳が未記帳になっていたことが、平成27年10月15日に実施した保税業務検査において判明したものである。	記帳義務違反 (管理資料未保存)	基礎 2点 ⇒ 2点
43	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は、民間管理資料を印刷し、それを保管することで保税台帳としていることから、印刷後は、民間管理資料を削除しているが、記帳担当者は、一部管理資料について記帳及び保存を失念し、当該管理資料をそのまま削除してしまった。 また、民間管理資料取得作業後の印刷及び保存に係る確認体制も不十分であったことから、輸入貨物2件の保税台帳が未作成となったものである。	記帳義務違反 (台帳未作成)	基礎 2点 ⇒ 2点

44	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、当該保稅蔵置場の保稅台帳を確認したところ、検査対象期間中において行われた見本持出許可について、保稅台帳の記帳手順や記帳内容の二重チェック体制が適正に機能していなかったことから、見本持出日の未記帳2件を発見したものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 加算① 10点 減算 10点 ⇒ 2点
45	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、見本持出確認登録(MHO)業務の未登録1件が判明したものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 ⇒ 2点
46	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場の事務担当者は、見本持出許可を受け持ち出した貨物(2件分)について、見本持出確認登録(MHO)業務及び当該蔵置場における見本持出しに係る手順書に基づく見本持出許可通知情報への見本持出年月日の記載を行うことを失念していたことから、平成27年11月12日に実施した保稅業務検査により、当該見本持出し実績2件に係る記帳義務違反(搬出年月日の未記載)を発見したものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 ⇒ 2点
47	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査により、見本持出許可に関する搬出確認事項(持出日記載漏れ)5件について、保稅台帳の未記帳を発見した。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
48	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、当該保稅蔵置場の保稅台帳を確認したところ、検査対象期間中において行われた見本持出許可について、見本持出日の未記帳1件を発見した。 見本持出業務に対して適切な業務処理体制でなかったこと及び記帳内容の二重チェックを実施する確認者について、見本持出日が法定記帳項目であることの認識が欠落しており、確認体制が適正に機能していなかったことによるものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
49	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、当該保稅蔵置場の保稅台帳を確認したところ、検査対象期間中に行われた見本持出許可について、見本持出日の未記帳2件を発見した。 当該保稅蔵置場は、社内教育が不十分であり、保稅担当者に見本持出日が法定記載項目であることの認識がなく、見本持出業務に対する業務手順が明文化されていなかった。また、NACCSの配信電文取得漏れに対する管理体制は整えられているものの、配信電文登録事項の内容確認について、明確な手順が定められておらず、形式的な確認に留まっており、チェック体制が適正に機能していなかったものである。	記帳義務違反 (見本持出日登録漏れ)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
50	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成28年4月8日に実施した保稅業務検査において、検査対象期間(平成27年4月14日～平成28年4月7日)に実績のあった見本持出許可14件に係る一時持出年月日の未記帳を発見したものである。	記帳義務違反 (見本持出日漏れ)	基礎 4点 加算③ 5点 減算 4点 ⇒ 5点
51	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成28年4月27日に実施した保稅業務検査において、同年3月3日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同月16日に貨物の取扱い(回答検品)を行った貨物に関する保稅台帳への未記帳を発見したものである。	記帳義務違反 (貨物の取扱い)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
52	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場に平成27年12月10日に搬入された貨物について、搬入時には粒状のものであったが、輸出許可後、粒同士が固着した状態になっていたことから、元の状態(粒状)に戻す必要があると判断し、12月12日～14日に作業員が重機(ブレーカー)を利用し、外国貨物について、固まりを崩し元の状態に戻す作業を行ったが、記帳担当者の法令知識の欠如により、保稅台帳への記帳を怠ったものである。	記帳義務違反 (貨物の取扱い)	基礎 2点 減算 1点 ⇒ 1点
53	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅工場は、総量管理の適用を受けた指定工場であるが、一部の保稅製品の歩留り設定にあたり、誤った資料に基づいて設定された歩留りを適用していたため、外貨原料を過大に引き落とす結果となり、原料使用内訳表に誤った記帳を行っていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (保稅原料の過大引落し)	基礎 14点 減算 10点 ⇒ 4点
54	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成28年5月27日、当該保稅蔵置場に対する保稅業務検査を実施したところ、検査対象期間(平成27年5月19日～平成28年5月26日)内において、同蔵置場で輸入許可(平成27年7月22日)された輸入貨物1件に係る搬入から搬出までの保稅台帳の未記帳があったものである。(マニュアル保稅台帳)	記帳義務違反 (未記帳:搬出入)	基礎 2点 ⇒ 2点
55	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、マニュアル保稅台帳の未記帳31件が判明した。	記帳義務違反 (未記帳:搬出入)	基礎 8点 減算 4点 ⇒ 4点

56	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、マニュアル保稅台帳の未記帳20件が判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出入)	基礎 加算③	4点 5点	⇒	9点
57	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、長期蔵置貨物情報と長期蔵置貨物報告書を対査確認したところ、バンニング情報登録漏れが3件あり、いずれもNACCSから配信される民間管理資料に反映されておらず、保稅台帳が未記帳となっていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬入)	基礎 減算	2点 1点	⇒	1点
58	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場の記帳担当者は、輸入貨物の搬入について、輸入者からコンテナヤードで通関後、当該蔵置場に内貨として到着する旨の連絡を受けていたが、その後、通関業者から外貨搬入に変更となった旨の連絡を受けたにもかかわらず、当該貨物の搬入時に内貨であると思い込み、保稅台帳への記帳を怠ったものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬入)	基礎 減算	2点 1点	⇒	1点
59	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場において、保稅担当者と輸出貨物の通関手続きを行った自社営業所間の連絡体制の不備及び当該保稅蔵置場のCPIに基づく基本的な事項が遵守されていなかったことから、平成27年5月14日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同年6月17日に輸出許可を受けた後、同日搬出された貨物に関する保稅台帳の記帳漏れを平成27年10月8日に実施した保稅業務検査において、発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 加算① 減算	2点 10点 10点	⇒	2点
60	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成27年11月6日に実施した保稅業務検査において、同年5月16日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同月30日に搬出した外貨船用品に関する保稅台帳への未記帳を発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 加算① 減算	2点 10点 10点	⇒	2点
61	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査において、検査対象期間における輸入許可貨物1件について、保稅台帳への記帳漏れを発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 加算① 減算	2点 10点 10点	⇒	2点
62	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成27年11月13日に実施した保稅業務検査において、平成27年10月19日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同日輸出許可を受け、翌30日に搬出された貨物に関する保稅台帳への記帳漏れを発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 減算	2点 1点	⇒	1点
63	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該保稅蔵置場は、NACCSにて貨物管理を行い民間管理資料を保稅台帳としているが、平成27年10月15日に実施した保稅業務検査において、同年7月2日に輸出許可を受け同月8日に搬出された貨物1件に対するNACCS搬出登録業務を怠ったことにより、保稅台帳への記帳がされていなかった事実を発見したものの。 原因については、NACCSでの搬出登録の際に記帳担当者が不在であったため、代行者が登録作業を行ったが、同人の知識不足により実際には正しい登録ができておらず、また、記帳担当者による事後確認も不十分であったことによる。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 減算	2点 1点	⇒	1点
64	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	平成28年2月10日に実施した保稅業務検査において、平成27年4月30日に当該保稅蔵置場へ搬入され、同年5月7日に輸入許可を受けた貨物に関する保稅台帳への未記帳を発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 加算① 減算	2点 10点 10点	⇒	2点
65	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	保稅業務検査により、保稅台帳の記帳項目である輸入許可日及び輸入許可番号が未記帳の台帳15件を発見したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 加算① 減算	4点 10点 10点	⇒	4点
66	保稅業務検査	担当者の怠情によるもの	当該指定保稅地域の保稅業務検査対象期間(平成27年3月25日～平成28年3月17日)において、輸出許可貨物に係る搬出日の未記帳(BOC業務登録漏れ)1件が判明したものである。 輸出許可済貨物は、担当者が誤搬出の防止のため、社内帳票と輸出許可情報等を確認しているが、搬出後、搬出確認登録(BOC業務)を怠り、指定保稅地域等から外国貨物を出した場合の記帳義務に違反したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 減算	2点 1点	⇒	1点

67	保税業務検査	担当者の怠情によるもの	保税業務検査において、減却承認貨物を28/3/9に搬出した際、同日中にNACCSでの搬出登録をせず、翌日に「2016/3/10」と登録する一方で、減却承認申請書の添付書類に「28.3.9 認搬出」と押印していたものを修正液で消去し、その上から「28.3.10 認搬出」として押印し、これを管轄の保税部門に報告することなく、誤った搬出年月日が登録されたままとなっていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 減算 ⇒ 1点
68	税関による長期蔵置貨物確認	担当者の怠情によるもの	当該保税地域の保税担当者は、蔵置貨物(空コンテナ 2本)について、「コンテナに関する通関条約」の適用を受けて輸入する場合の輸入申告に基づき、許可済であると思い込み、貨物と書類との対査確認を怠り、輸入許可未済である当該貨物を搬出したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 ⇒ 2点
69	長期蔵置貨物情報の確認	担当者の怠情によるもの	長期蔵置貨物情報に輸出許可済貨物(1件)が計上されていたため、税関から保税担当者に確認したところ、同貨物は既に搬出済みであったが、担当者がバンニング情報登録を失念した結果、搬出の記帳が未記帳となっていたことが判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 減算 ⇒ 1点
70	他関保税取締部門からの通報	担当者の怠情によるもの	平成27年12月11日、船主支給品としてH港CYに蔵置していた外国貨物5個について、通関業者を介して自社保税工場への移入承認及び保税運送承認を受けた後、同年12月15日に同保税工場に搬入したが、社内連絡体制の不備から、保税業務担当者は保税品であるにもかかわらず、内貨品と誤認して保税台帳への記帳を怠っていたことが税関からの指摘を受けて判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬入)	基礎 加算③ ⇒ 9点
71	通関部門からの通報	担当者の怠情によるもの	当該蔵置場の作業員は、輸出予定の貨物250PPIに輸出用ラベルを貼付していたが、うち1PPIについて、今回輸出予定でない貨物に誤って貼付した。 保税担当者は、搬入確認登録を行う際に貨物と関係書類との対査、確認を怠ったことから、ラベルの貼り違いに気づくことなく、輸出申告され許可となった後、当該ラベルに基づき貨物が搬出されたため、輸出許可未済貨物1PPが搬出され、輸出許可済貨物1PPが積み残されたものである。	記帳義務違反 (外国貨物の積み残し)	基礎 ⇒ 2点
72	通関部門からの通報	担当者の怠情によるもの	当該保税地域の保税担当者等は、保税地域に搬入済みの車両と未搬入の車両について、書類のセット方法を変えることにより整理しているが、今回、誤って未搬入車両の書類を搬入済車両の書類としてセットしたものである。 また、当該保税地域の車両の搬入については、輸出車両の配送等を行っている特定の業者に任せており、保税担当者等は、貨物の現物確認を行うことはなく、特定業者からの搬入の連絡をもってNACCSに搬入確認登録(BIC)を行っていたため、今回も実際には現物を確認することなく搬入確認登録を行ったことから、輸出許可済である別の車両を未搬入車両と思い込み、搬入済車両の書類としてセットされた未搬入車両について、搬入されることなく輸出申告されてしまったものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬入)	基礎 加算① 減算 ⇒ 2点
73	通関業者から申告部門への通報	担当者の怠情によるもの	通関業者が輸出申告中の蔵置貨物(中古車1台)について、当社指定保税地域の保税担当者が、「輸出申告変更控」を「輸出許可書」と誤認し、輸出許可前にもかかわらず、NACCSによる搬出登録を行うことなく搬出を行ったものである。	記帳義務違反 (未記帳: 搬出)	基礎 ⇒ 2点
74	通関業者からの通報及び貨物情報登録時のエラーにより判明	担当者の怠情によるもの	平成28年5月9日入港の本船から取卸したコンテナについて、当初予定情報(32本)よりも5本少ない(27本)ことが、韓国の船社及び日本検数協会から貨物管理者に対して報告されていたにもかかわらず、担当者が書類の対査・確認を怠り、貨物管理責任者の確認も行われなかったことから、誤ったまま当初予定の本数(32本)を搬入登録したものである。 本船については、同年5月16日に通関業者(別会社)からの通報及び同日入港の船舶により、未到着であった5本が本邦に到着した際に貨物情報が登録できないことが検査部門に照会されたことにより判明したものである。	記帳義務違反 (搬入)	基礎 ⇒ 2点
75	窓口業務	担当者の怠情によるもの	保税担当者は、荷主から貨物取扱届(写真撮影)の申し出を受け、作業に立ち会った際、荷主が事前に貨物取扱許可を受けるべき行為(部品切断)を行ったにもかかわらず、保税台帳に写真撮影(内容点検)とだけ記帳していたことから未記帳となったものである。 なお、当該保税蔵置場については、過去1年以内に搬入停止処分を受けていたものである。	記帳義務違反 (貨物の取扱い)	基礎 加算② 減算 ⇒ 5点
76	窓口事務	担当者の知識不足	保税部門窓口にて本件対象貨物に係る減却承認申請があったが、その際、窓口にて当該貨物を持参したことから、承認を受ける前に外国貨物を保税蔵置場から搬出したことが判明した。 当該保税蔵置場の担当者は、搬出の際に減却承認申請書の承認印及びNACCSからの許可・承認等登録通知情報の確認を怠り、当該貨物の搬出を行ったものである。	記帳義務違反 (減却未承認)	基礎 ⇒ 2点

77	窓口事務	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の保税担当者は、保税運送到着貨物について、通関業者等への確認及びNACCSから配信される保税運送承認情報の確認を怠り、輸入許可済貨物と思い込んだことから、NACCSの搬入確認登録を行わず、本件荷主の貨物を取り扱っている会社に当該貨物を引渡ししたものである。 また、当該蔵置場が、1か月以上経過してNACCS搬入確認登録を行ったとの連絡が管轄税関出張所の保税担当職員にあったことから、当該貨物の蔵置確認を行ったところ、輸入許可未済である当該貨物を搬出していることが判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 ⇒ 2点 2点
78	窓口業務(倉主からの相談)	担当者の怠情によるもの	平成27年12月14日、台湾向けに積戻すべく、当該保税蔵置場からA保税地域へ搬出された外国貨物80P(コンテナ5本)について、保税運送承認申請を行うべき立場にあった通関業者が、認識誤りにより同申請を行わなかったにもかかわらず、当該保税蔵置場の保税担当者の保税運送承認状況の確認も不十分であったことから、当該保税運送未承認貨物に係る記帳義務違反(搬出記帳)が発生したものであり、翌12月15日、当該保税蔵置場担当者から管轄税関出張所にNACCSで搬出登録業務(CYO)ができない旨の相談があり、詳細を確認した結果、上記事実が判明したものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 ⇒ 2点 2点
79	輸入申告での貨物確認	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場に冷凍貨物が搬入され、経産省の輸入に関する確認申請書を取得している冷凍貨物Aについては、先行して輸入許可となり、一部冷凍貨物Bが未通関分として残ったが、冷凍貨物Bは、冷凍貨物Aと同じパレットに蔵置されていたにもかかわらず、エンドユーザーから冷凍貨物Aの搬出依頼を受けた事務担当者は、保税担当者への確認を怠り、当該パレットに積載されている冷凍貨物は、全て輸入許可済であると思いつき、当該パレットの差札を変えて搬出の準備を行ってしまった結果、未通関の冷凍貨物Bが輸入許可済貨物Aとともに搬出されたものである。	記帳義務違反 (未記帳：搬出)	基礎 ⇒ 2点 2点
80	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該事業所の工務グループは、事業所内施設(保税蔵置場を含む。)について防風対策が必要であることから、当該対策工事について当事業所内で承認を受け実施した。 その際、社内における連絡・確認体制が不十分であったことから、当該蔵置場の保税担当者に当該工事内容が伝えられず、工事届の提出がなされなかった。 保税担当者が、工事個所となった保税蔵置場に赴いたところ、屋根と外壁が取り外されており、工務グループに確認したところ、工事届が提出されていないことが判明したため、総合責任者が税関に申し出たものである。	収容能力の増減等の届出 義務違反(工事届)	基礎 減算 ⇒ 2点 1点 1点
81	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税工場内にクリーンルームを設置するにあたり、自社事業所の工事担当部門と保税業務担当部門との間の連絡体制が不十分であったことから、保税担当者に当該工事内容が伝えられておらず、管轄税関へ工事届の提出がなされていないことを、当該工事を確認した内部監査人補佐の指摘により判明したため、税関に申し出たものである。	収容能力の増減等の届出 義務違反(工事届)	基礎 減算 ⇒ 2点 1点 1点
82	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場の貨物管理責任者は、関税法第44条に規定されている貨物収容能力増減等の届を提出することなく、保税蔵置場として許可を受けている土場の一部を、関連会社との間で賃貸借契約を締結し、同社に貸付けていたものである。	収容能力の増減等の届出 義務違反	基礎 加算① 減算 ⇒ 2点 10点 6点 6点
83	保税取締業務	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場内にある貨物蔵置用シートハウスが老朽化等のため撤去するに当たり、税関手続担当者である保税担当課長は、当該工事に係る税関手続は不要であるという誤った認識を持っていたことから、何ら税関に連絡することなく、平成26年3月20日から25日の間に「貨物収容能力増減等の届」を未提出のまま撤去工事を行ったものであり、担当者の税関手続に関する知識の欠乏、認識誤りが原因である。	収容能力の増減等の届出 義務違反	基礎 加算① 減算 ⇒ 2点 10点 10点 2点
84	窓口事務	担当者の怠情によるもの	災害時の緊急電源として活用するため、当該総合保税地域の1階屋外部分(保税部分)に自立型水素燃料電池システム(発電設備)を設置することとなったが、当街保税地域の総合責任者(税関への各種届出担当者)は、当該工事に係る内容等を十分に把握していなかったことから、工事届を提出せずに工事が行われたものである。 当該工事に係る情報を業界紙から入手した管轄保税部門が、工事次期等を確認したところ、既に工事が行われていたことが判明したものである。	収容能力の増減等の届出 義務違反(工事届)	基礎 加算① 減算 ⇒ 2点 10点 10点 2点
85	保税巡回	担当者の怠情によるもの	保税巡回実施中に、保税蔵置場外の場所に蔵置していた貨物を発見したものである。 当該貨物は、当初保税エリア内に蔵置されていたが、保税エリア床面の清掃作業のため、一旦保税エリア外に移されたが、床面清掃作業終了後も保税エリアに戻されることなく、保税エリア外に蔵置され続けたものである。	保税地域外蔵置	基礎 ⇒ 3点 3点

86	税関による在庫確認	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場は当初3階建て建屋の全てを保税蔵置場として許可を受けていたが、取扱貨物が減少したため、平成27年10月21日に2階及び3階部分を減坪したにもかかわらず、2階部分に輸入許可未済貨物1件を保税地域外に蔵置していたものである。	保税地域外蔵置	基礎 加算① 減算 ⇒	3点 10点 11点 1点
87	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	蔵入承認を受けた貨物について、蔵置期間の延長手続きを失念し、最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年を超えて蔵置していたものである。	蔵置期間未承認延長	基礎 減算 ⇒	3点 1点 2点
88	倉主からの申し出	貨物管理体制の不備	保税蔵置場に蔵置中の貨物について、他の保税蔵置場において蔵入承認を受けた後、当該保税蔵置場に保税運送され、その後再度の蔵入承認を受けたが、当該保税蔵置場に備え付けの入出庫リストには、最初の蔵入承認年月日欄が設けられていなかったこと及び、貨物に同承認年月日が記載されたさし札が貼付されていたにもかかわらず、台帳との対査作業も怠っていたことから、最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年を超えて蔵置していたものである。	蔵置期間未承認延長	基礎 加算① 減算 ⇒	3点 10点 11点 1点
89	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税工場において、社内における連絡・確認体制が不十分であったことから、保税作業の原料貨物について、移入承認申請を行うことなく移入承認取得済貨物として、社内システムで処理され、平成27年1月9日から同年2月23日までの間、4回の保税作業に原料として使用され、製品が製造・積戻されたものである。	移入未承認	基礎 加算③ 減算 ⇒	3点 5点 4点 4点
90	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	A社保税業務担当者は、自社B工場における保税作業製品を内貨製品と誤認し、保税運送承認を受けることなく同工場から他の保税蔵置場へ搬出した貨物が3件あることを確認したため、管轄の税関へ申し出したものである。 申し出に基づき調査したと結果、当該貨物は、到着先の保税蔵置場にて輸出許可を受けUSA向けに搬出済みであることが判明したものである。	保税運送未承認(保税作業品)	基礎 加算③ 減算 ⇒	3点 7点 5点 5点
91	倉主からの申し出	担当者の怠情によるもの	当該保税蔵置場では、蔵置貨物である冷蔵商品については、荷主からの依頼を受け冷凍商品に加工しており、保税担当者は、加工前に通関業者に依頼して貨物取扱許可を取得している。今回、荷主からの依頼に係る保税担当者への連絡が不十分であったことから、保税担当者は、当該貨物(冷凍牛肉)に係る貨物取扱許可の申請手続を通関業者に依頼せず、冷凍加工担当者も作業開始前に当該貨物に係る貨物取扱許可貨物情報を確認しなかったことから、貨物取扱許可未取得のまま冷凍加工が行われたものである。	無許可貨物の取扱い	基礎 減算 ⇒	3点 1点 2点